

(第21号議案)

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第5項の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u> 第2条～第5条 (略) (給料表及び職務の級) 第6条 (略) 2 (略) 3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表第2に規定する中野区立幼稚園教育職員等級別基準職務表に定めるとおりとする。</u> 4 教育委員会は、<u>全ての職員の職を前項の等級別基準職務表及び人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給しなければならない。</u> <u>(初任給、昇格、昇給及び降給の基準)</u> 第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>中野区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)</u>で定める。 2～5 (略) 6 <u>職員を降給させる場合におけるその者の号給は、中野区職員の分限に関する条例(昭和26年中野区条例第27号)第7条の規定に基づき、当該職員が降給した日の前日に受けていた号給より3号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。</u> 7 (略)	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号) <u>第24条第6項の規定に基づき、中野区立幼稚園教育職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。</u> 第2条～第5条 (略) (給料表及び職務の級) 第6条 (略) 2 (略) 3 前項の職務の分類の基準は、<u>人事委員会の承認を得て中野区教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)</u>で定める。 4 教育委員会は、<u>すべての職員の職を人事委員会の定める基準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、給料表により給料を支給しなければならない。</u> <u>(初任給、昇格及び昇給の基準)</u> 第7条 新たに職員となった場合及び職員が一つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て<u>教育委員会規則</u>で定める。 2～5 (略) 6 (略)

8 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第7条の2 (略)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第7条第7項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条～第14条 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (略)

3～6 (略)

第16条～第23条 (略)

(休職者等の給与)

第24条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 中野区職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3 (略)

7 第2項から第4項までの規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

第7条の2 (略)

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第7条の3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第7条第6項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第8条～第14条 (略)

(通勤手当)

第15条 (略)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) (略)

(2) 前項第2号に掲げる職員 別表第2に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) (略)

3～6 (略)

第16条～第23条 (略)

(休職者等の給与)

第24条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 中野区職員の分限に関する条例(昭和26年中野区条例第27号)第2条に掲げる事由に該当して休職にされたときは、特別区人事委員会規則で定める額

2・3 (略)

第 2 5 条・第 2 6 条 （略）

（期末手当）

第 2 7 条・第 2 8 条 （略）

第 2 9 条 （略）

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号）第 1 8 条第 1 項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 ～ 6 （略）

第 3 0 条～第 3 4 条 （略）

附 則 （略）

別表第 1 （略）

別表第 2（第 6 条関係）

中野区立幼稚園教育職員給料表等級別基準職務表

<u>職務の級</u>	<u>基準となる職務</u>
<u>1 級</u>	<u>教諭の職務</u>
<u>2 級</u>	<u>主任教諭の職務</u>
<u>3 級</u>	<u>副園長の職務</u>
<u>4 級</u>	<u>園長の職務</u>

別表第 3 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い）

2 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 2 3 年中野区条例第 1 0 号）附則第 4 項及び第 5 項の規定により特別

第 2 5 条・第 2 6 条 （略）

（期末手当）

第 2 7 条・第 2 8 条 （略）

第 2 9 条 （略）

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 1 4 条又は第 4 5 条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 ～ 6 （略）

第 3 0 条～第 3 4 条 （略）

附 則 （略）

別表第 1 （略）

別表第 2 （略）

区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるものの改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例第7条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

（委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。